

# 告 発 状

平成29年3月28日

熊本県熊本東警察署長 殿

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

上記告発人ら代理人

弁護士 坂 本 博 之



上記告発人ら復代理人

弁護士 箱 山 由 実 子



住 所 不 明

被 告 発 人 石 原 貢 一

(株式会社熊本県弘済会熊本県動物管理センター長)

住 所 不 明

被 告 発 人 増 子 元 美(同センターのボランティア)

住 所 不 明

被 告 発 人 氏名不詳甲(同センター職員)

住 所 不 明

被 告 発 人 氏名不詳乙(同センター職員)

住 所

被 告 発 人 平 山 美 幸

## 第1 告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条1項前段違反の犯罪行為に該当すると考えますので、被告発人らの厳重な処罰

を求めるため、告発をします。

## 第2 告発事実

被告発人らは、共謀の上、平成28年6月1日ころ、熊本県熊本市東区戸島町2591所在の熊本県動物管理センター敷地内において、同管理センターに収容保管された別紙猫目録記載の猫7匹を、みだりに、給餌や給水を行うことを行わず、体温を維持することが困難な状態で水洗いをして衰弱させて死に至らしめ、以てみだりに殺したものである。

## 第3 告発の理由

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という)第44条第1項は、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する」と規定している。そして、同法同条第3項第1号は、猫が前記の「愛護動物」に該当する旨規定している。

動物愛護法は、猫は飼い猫と飼主のいない猫とを問わず、全ての猫が愛護動物に該当するものと規定している。

- 2 株式会社熊本県弘済会(以下「弘済会」という)は、毎年、熊本県との間で、動物愛護管理業務委託契約を締結し、同県から、動物愛護管理業務の委託を受けている。同委託契約における委託業務の中に、「動物管理業務」というのがある。この業務には、「ア保健所における業務」と「イ動物管理センターにおける業務」が含まれ、後者の業務には、「(イ)動物管理センターの維持管理の業務」「(ウ)動物管理センター抑留犬、引取り犬及び引取り猫の飼養管理の業務」「(オ)犬又は猫の致死処分及び焼却処分業務」等が含まれている(資料4)。

上記契約7条1項は、弘済会に対して、委託業務に従事する職員を、動物管理業務実施要領2条1項に定める通り配置することを求めている(資料4)。そして、同要領2条2項、同条1項を踏まえて、弘済会がセンターに配置する職員のうち、労務管理者である統括責任者を1名配置することとし、この者を所長と称することとしている(資料5)。

被告発人石原貢一(以下「被告発人石原」という)は、平成28年7月当時、弘済会の職員で動物管理センターの所長を務めていた者である。

- 3 熊本県犬・猫譲渡要領の別表2の中の「3 子猫の適正評価基準」の中に

は、子猫の譲渡適正評価が動物管理センターで行われる場合、動物愛護専門員である獣医師がその判定を行う2名のうちの1名となっている(資料7)。このように、同センターには、弘済会から受託を受けた獣医師が通っていたものである。被告発人平山美幸(以下「被告発人平山」という)は、弘済会から委託を受けて同センターに通っていた獣医師である。

4 また、被告発人増子元美(以下「被告発人増子」という)は、同センターにボランティアとして通っていた者であるが、同被告発人は、熊本の動物愛護を考える会ACTの代表であり、熊本県動物愛護推進協議会の委員も務めているものである(資料11)。

5 周知のように、平成28年4月14日及び16日に、熊本県において、最大で震度7を記録する大地震が起こり、同県内に甚大な被害をもたらした。そして、動物管理センターには、同県内から、飼い猫、野良猫を問わず、多くの被災猫が持ち込まれて収容されることとなった。

熊本県は、上記震災発生後、保護された犬や猫の殺処分を停止するという扱いをしていた(資料1の1、2)。これは、震災のため飼主からはぐれてしまったペットを処分してしまわないように、という趣旨であるとされていた(資料1の2)。

6 平成28年6月1日までの間に、動物管理センターに、有明保健所、御船等の県内の保健所から、何頭もの被災猫が持ち込まれていた。その中には仔猫も多く含まれており、同センターに持ち込まれた仔猫たちは、母猫とは引き離されて、同センターの門を入れてすぐ左手にある旧職員宿泊施設である平屋の建物の台所に、仔猫だけのケージに詰め込まれ、積み重ねられていた(資料2の1、資料9、13)。ほとんどの仔猫は、風邪を引いており、痩せて衰弱していた(資料2の1、3)。

因みに、動物愛護管理施設の維持管理要領第4条第4項には、「収容している犬又は猫の給餌給水業務に関しては、1日1回を原則とする。ただし、生後91日未満の幼齢犬及び猫については、状況に応じて1日複数回の給餌、給水を行う」と規定されている(資料6)。弘済会及びセンターに持ち込む前に猫たちの保管を行っていた各地の保健所では、この規定に違反した仔猫の保管を行っていたものと言うことができる。

7 告発人鶴田は、平成28年6月1日午前11時に、被災犬猫の中から保護譲渡を行うために茨城に連れていくものを選ぶため、初めて同センターを訪れ



た。そして、同センターで犬のボランティアをしていた愛護団体・フィリアの代表者の田尻に案内され、上記猫の保管場所に入った。すると、その場所には、幾つものケージが重ねられており、中には、何故か濡れて衰弱し、やせ細った仔猫たちが入れられていた。ケージの中には水も餌も置かれていなかった。その中に、既に死亡して冷たくなっていた黒白の猫(猫A)がいた。この猫は、その日の朝に死亡したものと考えられた。この猫は痩せて濡れており、給餌・給水が十分に行われず、且つ水で濡らされて体温を維持できずに死に至ったものと考えられた。

一つのケージの奥に、頭から濡れそぼった子猫3匹(約2か月、雉白、長毛の三毛、茶)が重なり合っていた。告発人鶴田は、急いでお湯を沸かし、ドライヤーで温めた。しかし、茶色の猫(猫C)は死んでしまった。同告発人は、お湯でミルクを溶かして強制的に飲ませ、ペットボトルにお湯を入れて温め、ドライヤーで乾かした。仔猫たちは、自らの尿で濡れたというようなレベルの濡れ方ではなく、頭から水を掛けられ、前の日から放置されていたような濡れ方であった。

同日、被告発人増子が、上記の場所に現れ、掃除を始めた。そして、被告発人増子は、その翌日、告発人鶴田及び告発人野中の目の前で、「汚い、汚い、臭い、臭い」などと言って、仔猫たちを次々と水道水で洗い、拭きもせずケージの中に乱暴に放り投げていた。それを見た告発人鶴田及び告発人野中は、何故仔猫たちが濡れていたかを理解した。なお、同センターにおいて、仔猫たちがこのような扱いを受けていたことは、その後実における告発人鶴田と被告発人平山との間の電話での会話からも明らかである。

なお、上記の猫Cと同じケージに入っていた長毛三毛の仔猫(猫B)は、この日、同センターの職員が被告発人平山の医院に連れて行ったが、同日又はその翌日に衰弱死した(資料2の3)。

- 8 同年6月3日の朝に、告発人鶴田と告発人野中が、上記仔猫の保管場所に行ったところ、三毛の仔猫(猫D)が、衰弱死しており、既に冷たくなっていた。

告発人野中は、仔猫たちを上記の場所に置いておけないので、全頭宮崎に連れ帰ることにした。しかし、その車中で、雉白の仔猫(猫E)が息絶えた。そして、別の雉白の仔猫(猫F)が、6月10日、宮崎についた後で、預

りをした外山宅で衰弱死した(資料2の4)。それから、雑猫(猫G)が、宮崎市内の松山動物病院で点滴を受けていたが、同年6月5日、衰弱死した(資料2の2)。

9 上記のように、被告発人らは、動物管理センターに収容した仔猫たちに十分な給餌・給水を行わず、しかも、体温を維持することができないような状態で水洗いをし、体を吹きもせず、乾かしもせずに放置し、体温を低下させて衰弱させた。このような行為を行えば、仔猫たちが容易に死に至るであろうことが予見できたはずである。被告発人平山は獣医師であり、被告発人増子は動物愛護推進競技会委員であり、動物の性質については十分な知識を有していたはずである。被告発人らは、それを予見できたはずであるにも拘らず、敢えて上記のような行為を行ったものであり、本件猫たちが死に至ることについて、少なくとも未必の故意があったことは明らかであると思われる。従って、本件は、動物愛護法第44条1項後段ではなく、前段の動物殺害罪を以て断ずるのが相当であろうと思われる。

10 同センターに収容された多数の犬猫は、熊本県内はじめ、全国の動物保護ボランティアたちが空輸で引き受けるなどし、不眠不休で新しい飼い主を見つけるために尽力してきた。それを全国の支援者が見守り、経済的にも支えてきた事実がある。慣れていない猫、病気の猫も引き受ける準備があった。

本件の仔猫たちを死に至らしめるまでの飼育環境についても、適正とは言い難いもので、動物愛護法に基づいた飼養がされていたとはいえない。平成28年6月1日前後、譲渡用の成猫についても、2段ケージに置かれてトイレもあり比較的丁寧な世話を受けていたが、そうでない成猫は、蜂の巣のステンレスケージにトイレも毛布もなく1匹ごとに入れられていた。譲渡対象からはずれた成猫が置かれていた場所は、犬舎の入り口右手の、蜂の巣のようなステンレスケージのなかであり、床面は金属の細い棒が並んだもので、猫は肉球を広げてその冷たい棒の上にあった。人間にとっては糞尿の始末が楽になり好都合であるが、しかし猫にはつらい場所である。ここにダンボールや毛布やせめて新聞を敷けないのかと6月3日にお問い合わせしたが、実現されることはなかった。

11月18日、センターを訪れたボランティアの[ ]によれば、猫の収容場所は3箇所あり、譲渡対象の猫部屋はプレハブ1棟で情報も管理さ



れていたが、病気の猫や人馴れの不十分な猫、未検査の猫は、譲渡対象外の成猫として犬舎に置かれ、風邪をひいていても治療を受けさせてもらえず、トイレも数日分の糞尿が溜まるほどの不衛生な状態であり、扱いがぞんざいで、生かす努力をしているようには見えなかったという(資料2の5)。

また、子猫たちには飼養がなされていなかった。生かすために基本である、食べさせる、ミルクをのませるという行為は、熊本県動物管理センターでは行われていなかった(資料2の3)。6月1日に当センターに入ったボランティアの野中公彦氏及び鶴田真子美氏は、ボランティアからこのように聞かされた；「この熊本県動物管理センターは、各保健所で数日置かれるあいだに飼い主返還と譲渡ができなかった犬猫が最終的に来るところです。殺処分をする場所であり、生かす場所ではないため、ミルクやフードはないのです」と説明を受けている。ミルクはおやつのヤギのミルクしかなく、哺乳瓶もなかった、湯沸しもなかった、わずかなパウチしかなかった。二人は世話の合間に買いに走ったと証言する。弘済会は、委託契約にある動物の飼養管理の義務を果たしておらず(資料2の3)、悪徳ブリーダーと変わらないような有様であった。鶴田は証言する、6月1日の11時に入ったときには息絶えている子猫もいた、と(資料2の3)。

なお、平山獣医師は「慣れない猫をどうやって譲渡するの？」など、同種犯行を繰り返す意図を吐露している上、本件のような行為を行っても咎められるところがないと考えている。また、センターに子猫のミルクがなかったことに対して、「ミルクは必要ない、離乳していたから」と言った。しかし、ブログ写真のような、まだ1ヶ月前後の子猫たちがなぜミルクを必要としないのか。幼獣には数回に分けて給餌すべきとマニュアルには記載されているにもかかわらず、センターでは、震災前から実施されてこなかった。同種犯行を繰り返す可能性を徴表するものである。その上、上記のようなその者の発言からは、被告発人の周囲にも同様の考えを有する者がいることを物語っている。

そのため、本件を見逃して放置してしまえば、今後も被告発人や被告発人の周囲の者らによって同種犯行が繰り返される可能性が極めて高い。

従って、本件犯行に対しては、厳罰を以て望む必要がある。

#### 第4 証拠資料

- 資料1の1、2 朝日新聞記事、熊日新聞記事
- 資料2の1～5 陳述書（野中公彦2通、鶴田真子美、                    、                      
                    、                    ）
- 資料3の1～3 CAPIN公式ブログに掲載した写真付き記事
- 資料4 委託契約書
- 資料5 業務実施要領
- 資料6 動物愛護管理施設の維持管理要領
- 資料7 熊本県犬・猫譲渡要領
- 資料8 図面
- 資料9 航空写真
- 資料10 履歴事項全部証明書
- 資料11 熊本県動物愛護推進協議会委員名簿
- 資料12 録音反訳書
- 資料13 現場の写真
- 資料14 被告発人平山のメモ
- 資料15 被告発人平山のブログ
- 資料16 TNR 日本動物福祉病院獣医師の意見書
- 資料17 保護動物に係る申入れ及び質問について

#### 第5 添付書類

- 1 証拠資料 各1通
- 2 委任状 通

## 猫目録

1 猫 A 下の写真の黒白の仔猫



2 猫 B 下の写真の三毛の仔猫



3 猫 C 下の写真の茶色の仔猫



4 猫 D 下の写真の三毛の仔猫





5 猫 E 下の写真の雉白の仔猫



6 猫 F 下の写真の雉白の仔猫



7 猫 G 下の写真の雉猫



## 告発人目録

[Redacted]

[Redacted]

告発人 野 中 公 彦

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

告発人 野 中 龍 彦

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

告発人 鶴 田 真 子 美

〒305-0051

茨城県つくば市二の宮二丁目7番20号-1階

坂本博之法律事務所

茨城県弁護士会所属

電 話 0 2 9 ( 8 5 1 ) 5 5 8 0

F A X 0 2 9 ( 8 5 1 ) 5 5 8 6

上記告発人ら代理人

## 告発人ら復代理人目録

- 〒114-0002 東京都北区王子1-6-7 中川ビル303 王子法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 箱山 由実子  
電話03-6903-2275 FAX03-6903-2276
- 〒135-0032 東京都江東区福住2-8-10-310 秀和清澄レジデンス  
西島法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 西島 和  
電話03-6458-8962 FAX03-6458-8964
- 〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階  
アーライツ法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 島 昭 宏  
電話03-6264-1990 FAX03-6264-1998
- 〒162-0821 東京都新宿区津久戸町4-1 ASKビル5-A  
かるこざか法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 市野 綾子  
電話03-5579-2955 FAX03-5579-2954
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-20 虎ノ門実業会館4階  
弁護士法人東桜法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 菅野 庄一  
電話03-3591-0581 FAX03-3591-0582
- 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-21 永田町法曹ビル 東京合同法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 市橋 耕太  
電話03-3586-3651 FAX03-3505-3976
- 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-10-12 蚕糸会館6階  
千葉中央法律事務所



千葉県弁護士会所属 弁護士 土 居 太 郎  
電話043-225-4567 FAX043-225-1507

〒271-0091 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 市民の法律事務所  
千葉県弁護士会所属 弁護士 及 川 智 志  
電話047-362-5578 FAX047-362-7038

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-24 はばたきビル  
水戸翔合同法律事務所  
茨城県弁護士会所属 弁護士 丸 山 幸 司  
電話029-231-4555 FAX029-232-0043

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮二丁目7番20号-1階 坂本博之法律事務所  
茨城県弁護士会所属 弁護士 松 村 孝  
電話029-851-5580 FAX029-851-5586

〒408-0313 山梨県北杜市白州町横手3055-1 駒ヶ岳法律事務所  
山梨県弁護士会所属 弁護士 梶 山 正 三  
電話0551-20-4861 FAX0551-20-4861

〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町3-2-6 ウエムラビル5階  
弁護士法人・響 大阪オフィス  
大阪弁護士会所属 弁護士 寺 野 朱 美  
電話06-6208-2341 FAX06-6208-2342

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル4階  
植田勝博法律事務所  
大阪弁護士会所属 弁護士 植 田 勝 博  
電話06-6362-8177 FAX06-6362-8178